

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール合意書

(保険薬局名称) _____ は、医療法人社団明芳会
横浜旭中央総合病院と院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。尚、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように十分説明の上、同意を得てから行うものとする。

- ① 院外処方箋に関わる個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。
- ② 運用開始について
20 年 月 日から運用を開始する。
- ③ 合意の解除及び内容の変更について
合意の解除及び内容の変更については必要時に協議を行うこととする。

以上

(施設住所・名称・代表者)

20 年 月 日

住所：〒241-0801 神奈川県横浜市旭区若葉台 4-20-1

名称：医療法人社団明芳会 横浜旭中央総合病院

代表者：病院長 山中太郎

印

(保険薬局住所・名称・代表者)

20 年 月 日

住所：

名称：

代表者：

印